

名張市 基礎的コミュニティ ガイドブック

基礎的コミュニティ代表者（区長・自治会長）
のみなさまへ



令和8年度版

- 基礎的コミュニティとは
- 地域づくり組織とは
- 基礎的コミュニティ関連情報
届け出、支援、制度
- 市からのお知らせ
- 関連行事 等

地域での活動を
サポートします！

【お問合せ先】 名張市協働のまちづくり推進室 Tel63-7484

基礎的コミュニティ（区・自治会）の 基礎知識

基礎的コミュニティとは？ = 区・自治会

●地縁による任意団体

市内の一定の区域にお住まいの方の地縁に基づき、結成された任意団体です。
区域における良好な地域社会をつくるため、住民相互の交流・連絡、環境の整備、防犯防災活動、集会施設の維持管理等の地域的な共同活動を行います。

地域づくり組織の設置にともない、昭和 31 年に制定された「名張市区長設置規則」を平成 21 年に廃止しました。

（市長が区長を委嘱し、区長に委託料を支払うという関係を解消）

それまでは一つの地区内で、行政組織である「区」と任意組織である「自治会」が混在していましたが、区長制度の廃止後は基礎的コミュニティという単位とし、「区」や「自治会」という呼称は地域に委ねることになりました。

選出された基礎的コミュニティの代表者は条例に基づき、市長に届け出します。

名張市では約 180 団体があります。

名張市地域づくり組織条例 抜粋

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。

第 4 条

3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則 抜粋

第 2 条

2 条例第 4 条第 3 項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届（様式第 1 号）により市長に提出するものとする。

地域づくり組織とは？

●地域づくり組織

名張市地域づくり組織条例（平成21年3月31日条例第3号）に基づき、一定のまとまりのある地域（おおむね小学校圏域）の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織。行政からのゆめづくり地域交付金や、自治会費等の自主財源を活動費として、行政と協働連携しながら地域課題に対応しています。

基礎的コミュニティや地域に存在する各種団体がその活動に参画しています。

●コミュニティ活動費の交付

市長が委嘱した区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成21年からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費として地域づくり組織に交付しています。

●地域ビジョンの策定

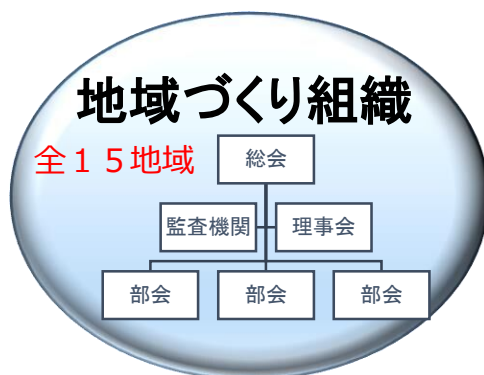
地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、平成24年（2012年）3月に15の地域づくり組織全てで策定されました。理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらに基づく実施計画が掲げられています。

特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、全ての地域が取り組むべき課題として取り上げられています。

●地区公民館の市民センター化

名張市では、地区公民館の管理運営については平成15年度（2003年）から地域委託をスタートさせ、平成18年度（2006年）には地域づくり組織による指定管理者制度を導入しました。

平成28年（2016年）4月に「名張市市民センター条例」を施行し、従来の趣味・教養のための生涯学習活動の拠点としてだけでなく、地域づくり活動、地域福祉活動の拠点としてスタートしました。



地域づくり代表者会議 会長コラム



■ 基礎的コミュニティ（区・自治会）について

地域づくり組織・自治の基礎単位である基礎的コミュニティの活動は重要です。おろそかにはできません。また、地域活動は「自分づくりの場」でもあり、楽しくなければ続きません。基礎的コミュニティ代表者（区長・自治会長）の仕事は、地域課題を調査・伝達、対応策を練り実行への調整等が中心となります。それらは地域のルールに沿って進めなければなりません。

■ 基礎的コミュニティへの加入促進について

基礎的コミュニティは地域住民による自由な意思によって結成されている「地縁に基づく任意団体」とされ、加入・退会の強制はできません。

よく聞かれるのが「加入のメリットがわからない」との意見です。基礎的コミュニティ活動は個人のメリット・デメリットだけで片付けられるものではありません。

「どんなメリットがあるのか」ではなく「加入して地域をもっと良くしよう」と考えて行動し、「あなたの力」を貸して頂きたい思いです。

「住みよい地域をつくること」を目的にしていること、「地域の課題解決や住民同士の交流を進めている団体」であること、住民の方々には丁寧な説明をお願いします。

人はひとりでは、決して生きていけません。周囲の助けが必要になってきます。

■ 地域づくり代表者会議について

1 5 地域の代表者が集まる地域づくり代表者会議は、行政からの連絡・報告等の伝達が目的ではなく、各地域づくりの課題解決のため提案し、他地域から対応策等の意見を聞き、解決に導くこと。また、行政の在り方をより良い方向へ提案する会議です。ここでの内容は地域づくり組織の会議で基礎的コミュニティ代表者に内容が報告されることが多いと思われます。

■ 民生委員・児童委員との連携について

基礎的コミュニティ代表者は3年に一度、地域住民の中から民生委員・児童委員を推薦し、共に連携しながら地域福祉を推進しています。

地域の高齢者や、障害者、赤ちゃんのいる世帯などを日頃より見守っている民生委員・児童委員と連携する事で、行方不明者捜索や大規模災害等の緊急事態にも迅速に対応できるようになります。

災害時に支援が必要な住民の情報については、個人情報保護法の壁により、お互いに違いがあります。地域づくり組織、基礎的コミュニティ代表、民生委員・児童委員の三者で共有し、見守りに活用する事が重要です。

■ 名張市【ゆめづくり地域予算制度】について

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行なう」ことを目指し、予算制度を創設。

名張市公式ホームページ参照：サイト内検索 → ゆめづくり地域予算制度

●基礎的コミュニティの運営

規約（会則）と会員全員の意思に基づき行われます。

●規約

自主的なルールであり会員に対して自治会の運営方法を明確にするものです。
会の総会にて承認を受け運用し、状況に応じて見直しも必要です。

●総会

会の最高決定機関であり、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画（案）、収支予算（案）、役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。緊急時には臨時総会を開催できます。
一般的には総会前に役員会にて議案について内容を固めます。
議事録作成も大切です。

●会計

会計年度を定めて会計処理を行います。（４月から３月までと区切っている団体が多い）収入には、会費、寄付金、補助金、事業・財産収入等。支出には、会議費、交通費、通信費、消耗品費、衛生費、人件費（役員手当）、修繕費、地区費等があります。
年度終了時には、会計・事業の執行状況について監査を行い、総会において会員に報告することが大切です。

●区・自治会費

会費については規約等でルールを定めるのが望ましいです。
また、様々な事情で会費を納入できないという場合もあり、弾力的な対応が必要です。
会費を納めるつもりがなく退会を希望している場合には、自治会費を強制的に徴収することはできません。

●役員

会長、副会長、会計、監事、書記、班長など。
選任については会員相互の話し合いにより選任方法を確立しておく必要があります。

●会員への連絡や広報

基礎的コミュニティの活動は、多くの人が基礎的コミュニティ活動を理解し、参画してもらえるようにすることが必要です。回覧板や、会の広報誌、最近ではインターネットを利用した電子メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）なども活用可能です。

●加入・退会

加入・退会を拒むことはできません。

●基礎的コミュニティ代表者（区長・自治会長）の交代

代表者が交代する場合は、しっかりと後任に引き継ぎ、活動の参考となるよう過去の会議録等を書面で残し、閲覧できる工夫が大切です。

基礎的コミュニティ（区・自治会）の 関連情報

「基礎的コミュニティ」に関連する支援、制度等をご案内いたします。
詳しくは協働のまちづくり推進室までご連絡ください。

届出関係

- 「区長（自治会長）をすることになったが、役所への届出は必要？・・・」

基礎的コミュニティ代表者届

区や自治会といった基礎的コミュニティにおいて、その代表者が選出（変更）されたときは、「基礎的コミュニティ代表者届」により、市長に届け出ていただくこととなります。→認可地縁団体の場合は、あわせて「告示事項変更届出書」が必要となります。

基礎的コミュニティ代表者（区長・自治会長）の個人情報の取り扱い

基礎的コミュニティ代表者届の提出により届け出いただいた事項（代表者の氏名、住所及び電話番号）について、市関連機関の利用及び下記からの照会があり必要と判断される場合には、窓口において依頼者の本人確認を経てお答えしています。

⇒区域内で作業する工事業者等、区域内の不動産を所有・使用する者、その予定の者（委任を受けた者を含む）、区域内住民・団体、公的機関等

支援関係

- 「区の備品が老朽化している・・・買い替えの資金を助成してほしい」

コミュニティ助成（宝くじ助成）

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行っています。例年夏頃に事前相談を受け付けし、各地域の申請を室が取りまとめ、三重県を通じ財団に提出しています。

- 市民活動に関わる総合的な相談窓口はこちら

名張市市民活動支援センター

名張駅近くの複合施設「Navarie（なばりえ）」内で、市民活動に関わる場所（会議室）や設備（大判プリンターや印刷機など）の提供、助成金や各種セミナーなどの募集情報の提供、市民活動団体のための講座の開催などの事業を行っています。

制度関係



- 「地区の清掃活動中に足をねん挫してしまった・・・」

公益活動補償制度

市民が公益活動中に万一事故が起こった場合にケガ等を補償します。
(市から地域への委託契約による草刈業務は公益活動にあたらなため対象外となります。)

- 「区で持っている土地の名義が昔の会長の個人名義なんだけど・・・」

認可地縁団体

基礎的コミュニティ（区・自治会）が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等が可能となります。名義変更や相続などの問題が一定解消されます。

- 「高齢で一人暮らし・・・大きな災害が起きたらどうしよう。」

災害時要援護者支援制度

災害が発生したときや災害のおそれのあるとき、支援が必要な高齢者や障害者の方などに対し、災害時の安否確認や情報の提供、避難の誘導などの支援が、地域の助け合いの中で行われるよう支援します。（支援希望者の情報を示した個別台帳を作成していただく必要があります。）

- 「公園や道路を地域できれいに・・・」

除草作業等地域委託

市が所管する公園緑地・道路等の草刈や清掃の作業を基礎的コミュニティ、地域づくり組織等に業務委託しています。

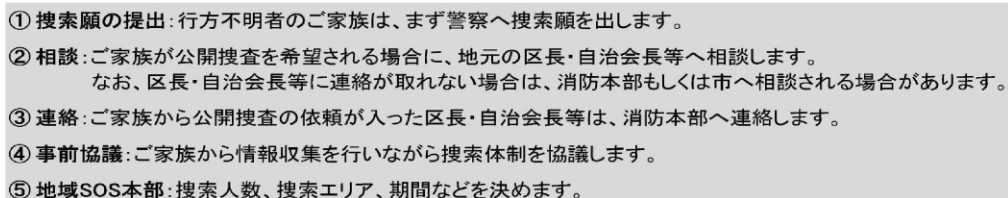
⇒各地域の担い手不足が深刻です。他地域での草刈りも行っている地域を随時募集しています。（協働のまちづくり推進室までご連絡ください）



- ## 地域SOSシステム

公開捜索が必要となった場合の地域SOS体制

そのあと、ご家族が公開検索を希望される場合、その意思を尊重し、次の体制をとります。



市からのお知らせ

● 名張市公式LINE

市政全般の情報を発信します。

その中から、イベントやごみに関する事、災害情報など
自分が知りたい情報だけが届くように受信設定できます。



基礎的コミュニティ（区・自治会）関連行事

名張クリーン大作戦：（6月上旬）

市民の呼びかけから始まった市民、市民団体、行政、
企業が協働で行う市内一斉の清掃美化活動。

市総合防災訓練：（11月上旬）

市民が主役の実践的な総合防災訓練。

地域にて避難訓練、避難所開設・運営訓練、避難地
運営訓練、地域災害対策本部設置・運営訓練等を行い、
市も地域と連携し避難広報訓練、市災害対策本部設置・
運営訓練を行います。



まちづくり研修会について

令和7年11月12日ゆめづくり協働塾(まちづくり研修)の資料・動画を公開しています

「ゆめづくり協働塾」は、地域で活動される方の人材育成を目的に、平成25年から実施しています。

まちづくりに新たに携わることになった皆さまを中心に、名張市の地域づくりの歩みを振り返り、これからの地域づくりを考える場として開催しました。

●視聴・ダウンロード

(名張市ホームページ)トップページ > 暮らしの情報 > 地域づくり・市民活動 > 名張ゆめづくり協働塾 > 令和7年度名張ゆめづくり協働塾(まちづくり研修)

・URL

<https://www.city.nabari.lg.jp/s012/010/070/070/20251120145140.html>

・スマートフォンの方は、右のQRコードからアクセスできます。

●主な内容

- ・名張市の地域づくりのあゆみ
交付金化／組織見直し／地域ビジョン策定／市民センター化 など
- ・基礎的コミュニティ関連情報
届出／支援関係／制度関係 など



地域の課題

メモ・引継ぎにご利用ください

管理	
運営	
その他	

年間行事

メモ・引継ぎにご利用ください

4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			